

グリーン購入法特定調達品目に関する提案募集 募集要項（公共工事）

1. 提案募集の目的・概要

(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定めた「特定調達品目」及びその「判断の基準」の追加、見直し等に係る**検討の参考とするため**、以下の提案を募集します。

- ① 「特定調達品目」の追加及びその「判断の基準」の提案
- ② 現行の「判断の基準」の強化、見直し等の提案

(2) **本提案募集は、「特定調達品目」及びその「判断の基準」の提案をいただくことを目的とするものであり、特定の商品をご提案いただくものではありません。また、商品の審査及び認証を行うものでもありません。**

(3) 現在、「特定調達品目」として定めているものは「基本方針」（資料A）を参照してください。

(4) 基本方針の全文は、環境省のホームページに掲載しています。

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

2. 公共工事に係る特定調達品目検討に当たっての基本的な考え方

(1) 国の基本方針における考え方

特定調達品目及びその判断の基準等については、「基本方針」（資料A参照）において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方に基づき実施します。

その際、以下に該当するご提案については、グリーン購入法が国及び独立行政法人等が調達する物品等について、より環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としていることから、特定調達品目等の追加、見直しに反映できません。

- **国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの**

※「独立行政法人等」とは、独立行政法人又は特殊法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。（地方公共団体や日本下水道事業団等は含まれない。）

【参考】H12.12.27政令第556号 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令

- **判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの**

また、特定調達品目検討会資料「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」（資料A）も確認の上、ご提案ください。

(2) 公共工事における品目検討の考え方

特定調達品目のうち、公共工事に係る品目については、「基本方針」にも示すとおり、目的となる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要があるなどの特徴を有しています。

特定調達品目の検討に当たりましては、環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進することにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として定めることとし、特に以下の観点から検討を実施します。

- ① 環境負荷低減効果が客観的に認められるもの
- ② 普及の促進が見込まれるもの
- ③ 品質確保（安全性、耐久性等）が確実なもの
- ④ コストが適正と判断されるもの

なお、具体的な検討にあたっての評価基準は「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準（案）」（資料B）に示すとおりです。

3. 提案募集の対象

(1) 提案募集の対象

本提案募集の対象は、公共工事に係る品目とします。物品・役務に関する提案については、別途定める「グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集について（物品・役務）」により提案を行って下さい。

建物に附帯する設備（照明、空調設備など）などのうち、公共工事として設置するものは、本募集の要領に従い、物品として調達するものについては、物品・役務の品目として別途公表する「特定調達品目に関する提案募集について（物品・役務）」により提案を行って下さい。物品としての調達及び公共工事における設置の双方での調達可能性のあるものについては、双方に提案いただくことも可能です。

(2) 継続検討品目群（ロングリスト）記載品目の取り扱い

昨年度の提案募集にご提案いただき、平成 26 年度「継続検討品目群（ロングリスト）」に掲載する旨通知している品目については、本年度は改めてご提案いただく必要はありません。ただし、昨年度に引き続き、検証及び客観的・科学的な情報の蓄積等を図るため、別途ご連絡する依頼により、必要な情報提供をお願いさせていただきます。

平成 26 年度「継続検討品目群（ロングリスト）」については、国土交通省のホームページに掲載しております。

アドレス：<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/green.html>

4. 提案資料の提出及びヒアリング

(1) 提案資料

次の①～⑥の資料を提出してください。【様式0～3】は「記入要領」に従い必要事項を記載し、青色A4紙ファイル綴じで6部としてください（紙ファイルの表紙、背表紙等には、ラベル・シール等を貼り付けしないで下さい。）。また、追加の提出をお願いする場合があります（提案に当たって必要となる提出資料については図1を参照して下さい）。

<提案資料>

- | | | | | |
|--------------------------------|-------|-------|---------|----|
| ① 提案品目自己チェック票 | 【様式0】 | | 提案品目ごとに | 6部 |
| ② 特定調達品目提案書 | 【様式1】 | | 提案品目ごとに | 6部 |
| ③ 提案品目の概要 | 【様式2】 | | 提案品目ごとに | 6部 |
| ④ 個票 | 【様式3】 | | 提案品目ごとに | 6部 |
| ⑤ 上記④の記述の根拠となる資料
(様式は問いません) | | | 提案品目ごとに | 6部 |
| ⑥ 上記①～⑤の電子ファイルを保存したCD-R又はDVD-R | | | | 1部 |
- ・ 環境省、国土交通省又は経済産業省ホームページよりダウンロードした提案様式のファイル（「〇〇様式.xls」）に必要データを入力し、CD-R又はDVD-Rに保存したものを提出して下さい。
 - ・ 複数の提案がある場合は、①～⑤について**提案品目ごとにExcelファイルを作成し、ファイル名を提案品目名（「〇〇様式.xls」の「〇〇」の部分を変更）**として下さい。
 - ・ CD-R又はDVD-Rには必ず提案団体名を記載し、事前にコンピュータウイルス検査を実施してから提出して下さい。
 - ・ なお、電子ファイルの提出が困難な資料がある場合は、その旨を記載した文書を提出して下さい。

提案品目及び比較対象品目等について、④個票の記述に関する⑤の「記述の根拠となる資料」を必ずご提出下さい。提案する基準を満足する具体的な商品のリスト及びその仕様の概略を必ず添付して下さい。（カタログ等でも結構です。）

また、環境負荷増大の懸念事項がある場合、その項目、内容、程度について必ず記載して下さい。

(2) 提案資料の様式のダウンロード

提案資料の様式については、環境省、国土交通省及び経済産業省のホームページよりダウンロードすることができます。（掲載するものは同一のものです。）

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>
<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/green.html>
<http://www.meti.go.jp/press/index.html>

(3) 提案資料の提出方法、提出期限及び提出先

① 提出方法

提案資料は、郵送又は持参により提出して下さい。電子メール又はファクシミリにより提出されたもの、期限を過ぎて提出されたものは受け付けませんので、予めご了承下さい。

郵送による場合は、封筒に「特定調達品目提案資料在中」と記載して下さい。

② 提出期間

受付開始：平成26年6月2日（月）

受付締切：平成26年6月27日（金）

※ 郵送による場合は、平成26年6月27日（金）の消印があるものまで有効

※ 持参による場合の受付時間は、平日の10:00から17:30まで（12:00から13:00は除く）

③ 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階
環境省総合環境政策局環境経済課 製品対策係

TEL：03-5521-8229

（最寄り駅）東京メトロ霞ヶ関駅

（所在案内）<http://www.env.go.jp/annai/map.html>

(4) 追加資料の提出・提案者へのヒアリング

検討に当たって、提案に関する追加資料の提出等をお願いする場合があります。追加資料の提出が必要な場合は、別途ご連絡させていただきます。なお、依頼した追加資料のご提出がない場合、その後の検討を行うことができないことがありますので、ご注意ください。

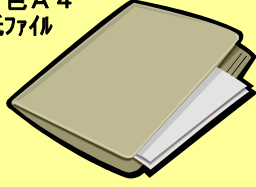
また、必要に応じて、提案者に対するヒアリングを実施し（於：東京）、提案内容の確認をさせていただきます。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途、日程等をご連絡させていただきます。

提出資料一覧

青色 A 4
紙ファイル

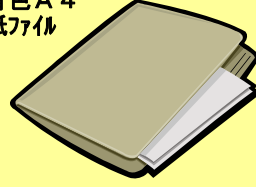


青色 A 4
紙ファイル

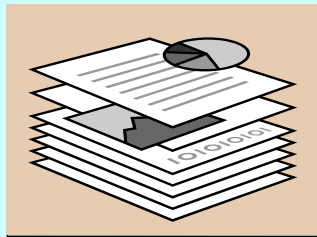
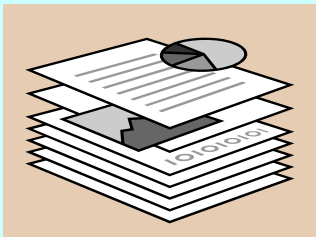


.....

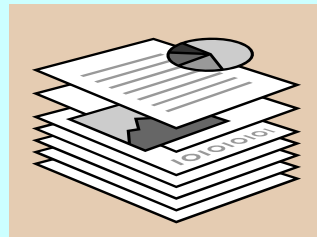
青色 A 4
紙ファイル



様式 0 ~ 3 (①~④) : 6 部

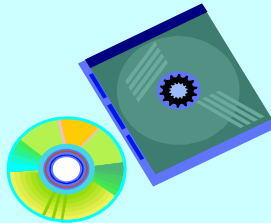


.....



様式 3 説明資料 (⑤) : 6 部

提案品目1と



CD-R又はDVD-R (⑥) : 1

図1 提案に当たって必要となる提出資料

注：() 内の丸数字は p.3 の<提案資料>の番号に対応

5. 提案に当たっての留意事項

(1) 提案品目の名称

本提案募集は、グリーン購入法に基づく特定調達品目（国等の各機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類）の候補をご提案いただくことを目的としており、**特定の商品をご提案いただくものではありません。「基本方針」(資料A)**における公共工事の品目分類、品目名称を参考に、特定調達品目となるような一般的な品目名称案を提案してください。

特定の商品名のみでご提案いただいた場合には受け付けられないことがありますのでご注意ください。

(2) 品目分類の考え方

公共工事に係る品目は、「資材(設備機器を含む)」、「建設機械」、「工法」、「目的物」に分類します。そのいずれに該当するかは、ご提案の品目の環境負荷低減効果が発揮される場面で決定されます。以下を参考にご判断ください。

- ①資材：工事への投入物（インプット）のうち、資材について環境負荷低減効果が認められる。
(例) 高炉セメント
- ②建設機械：工事への投入物（インプット）のうち、建設機械について環境負荷低減効果が認められる。
(例) 排出ガス対策型建設機械
- ③工法：施工段階（プロセス）において環境負荷低減効果が認められる。
(例) 建設汚泥再生処理工法
- ④目的物：維持管理段階（アウトプット）で環境負荷低減効果が認められる。
(例) 屋上緑化

(3) 提案者の提供する情報の取り扱い

各提案に関する検討は、提案者の責任において提供された情報に基づいて実施します。万が一、提供された情報に故意に虚偽の内容が含まれている場合、又は提案資料の記載内容に疑義が生じた場合は検討を取り止める場合があります。

6. 特定調達品目等の検討の進め方

ご提出いただいた提案資料に基づいて、環境省、国土交通省及び経済産業省において特定調達品目及びその判断の基準等の追加・見直しの検討を行います。

(1) 平成 27 年度特定調達品目の選定

【様式0】の記載内容について確認し、提案の受付の可否を検討します。C欄に全て○印が記入されていない場合、また、C欄に全て○印が記入されている場合でも必要条件を満足していないと判断される場合については、資料不備により検討の対象外になります。

検討の対象外にならなかった提案を対象に、必要に応じて提案者へのヒアリングを実施し、【様式2】【様式3】に基づき、「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準(案)」に

より検討を行います。その結果、提案が「特定調達品目等の追加・見直しに反映させるもの」、「特定調達品目等の検討を更に進めるもの」もしくは「特定調達品目等の追加、見直しに反映できないもの」のいずれに該当するかの判断を行います。

「特定調達品目等の検討を更に進めるもの」と判断された提案については、継続検討品目群（ロングリスト）として整理し、継続的に検討を行うこととなります。

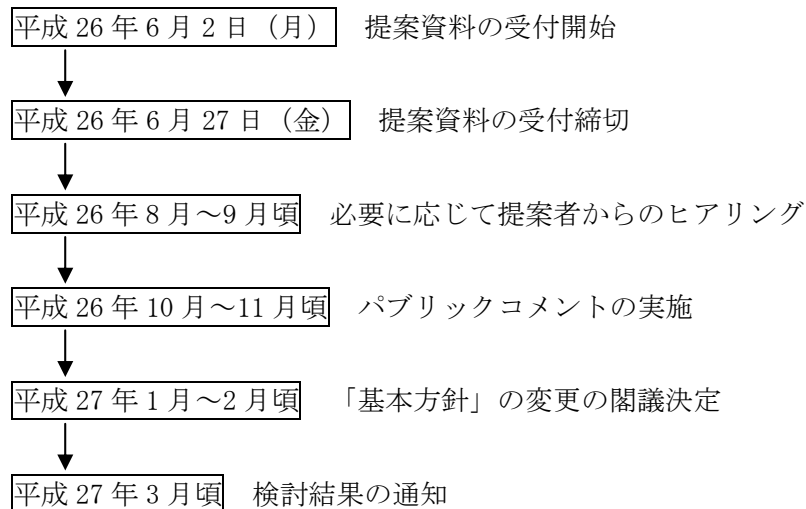
(2) パブリックコメント及び閣議決定

特定調達品目の追加等については、その概要案を公表して一般からの意見の募集（パブリックコメント）を実施したのち、最終案を取りまとめ、閣議決定します。

(3) 検討結果の通知及び公表

検討結果については、平成 27 年 3 月（予定）に提案者に書面にて連絡させていただきます。また、グリーン調達の更なる推進を図るとともに、次年度以降の提案の参考としていただくため、継続検討品目群（ロングリスト）については、提案者の了解を得て、環境省、国土交通省及び経済産業省のホームページにおいて公表させていただきます。

(6) 検討スケジュール（予定）



7. その他

(1) 提案に係る費用

資料の作成及び提出に要する費用、ヒアリング等に当たっての交通費は、提案者の負担とします。

(2) 提案資料の取り扱い

提出資料は、以下の目的以外には無断で使用しません。また、提案資料は返却しません。

- ・ 特定調達品目及びその判断の基準の検討、作成及び公表
- ・ パブリックコメント
- ・ 検討結果の公表

(3) 提出資料に使用する物品

提出資料に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、可能な限り判断の基準を満たしている物品を使用してください（各様式用の紙、CD-R のケース等）。

また、資料は両面印刷にてご提出いただく等、環境負荷にご配慮ください。

(4) 提出資料

根拠資料を含む提出資料は、日本語の資料とします。外国語の文献等を添付する場合は、当該資料の日本語訳をあわせて添付するようにしてください。

(5) 問い合わせ先

<一般的事項に関する問い合わせ先>

環境省総合環境政策局環境経済課 担当：伊藤、品川

TEL：03-5521-8229 FAX：03-3580-9568

E-mail：gpl@env.go.jp

<公共工事の技術的事項に関する問い合わせ先>

国土交通省大臣官房技術調査課 担当：神鳥、鈴木

TEL：03-5253-8111 内線 22352, 22354 FAX：03-5253-1536

8. 資料

(資料A)「環境物品等の調達に関する基本方針」(抜粋)

平成26年2月に、政府が定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針から、関連箇所を抜粋したものです。全文については、環境省のホームページに掲載しています。

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

(資料A') 特定調達品目検討会資料「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」

特定調達品目及びその判断の基準等の検討に当たっての主要な観点等を示すものです。環境省のホームページに掲載しています。

※他の資料との整合を図るため、ホームページ掲載版から記述を一部修正しております。

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/25kentoukaikaisai.html>

(資料B)「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準(案)」